
コスプレおよびコスプレ撮影をおこなう方へ

ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン

孺恋村フィルムコミッション

一般社団法人 孺恋村観光協会

はじめに

孺恋村は高原キャベツなど高原野菜特産物生産農業の地であり、温泉や登山、スキーなどでも知られている観光地でもあります。春夏秋冬、様々な色彩と東西南北にわたり個性豊かな地形と観光スポットへは多くの観光客がいらっしゃいます。映画やドラマ、企業CMなどのロケ撮影も多く利用されます。

コスプレ撮影でのご利用につきましても円滑な撮影をおこなっていただくため、孺恋村フィルムコミッションでは適切なお案内に努めていきたいと考えています。最近ではコスプレの撮影方法や志向も上級化しております。動画サイト等での発表も多くなっておりクオリティを求めることは必然と思われれます。

撮影利用につきましては、森林・溪流・高原ほか様々なロケーションのなかでは承認および承諾の必要性があります。また、生態系の保護観察地域など国の管理がありますので、事故やトラブルが起きない様に禁止事項や適切なお案内および申請方法を速やかにおこなってまいります。

コスプレおよびコスプレ撮影利用の方々へは現地での行動や地域へのご配慮を前提に常識的なマナーを守っていただき、問題を未然に防ぐためご理解とご協力をいただきたいと存じます。

孺恋村フィルムコミッション

【目次】

- 1 コスプレ・撮影される方へ・・・・・・・・・・5
- 2 ロケ撮影におけるトラブル・・・・・・・・・・5
- 3 ロケ撮影の際に配慮すべきこと・・・・・・・・6
 - (1) 特別な制服・車両等の使用
 - (2) スタント、特殊効果等
 - (3) 撮影機材等
 - (4) 道路標識・道路設備等
 - (5) 撮影終了後の清掃
 - (6) 著作権及び肖像権
- 4 それぞれの季節と山林・水辺でのロケ撮影利用の注意する点・・・・・・・・7
 - (1) 施設側への配慮
 - (2) 駐車場の確保
 - (3) 周辺住民への周知・環境への配慮
 - (4) 歩行者等への配慮
 - (5) 文化財への配慮
- 5 特殊な機材やドローン飛行をおこなう撮影に関して・・・・・・・・8
 - (1) 像作物やセット設営について
 - (2) 他者の映り込みに関して
 - (3) 上空の飛行での注意
 - (4) 施設等での撮影について
 - (5) その他
- 6 溪流や滝など水辺での撮影の注意点・・・・・・・・8
 - (1) 足場の悪い場所での注意
 - (2) 野生動物などの遭遇の注意
 - (3) 事故を未然に防ぐための配慮

(4) その他

7 事前の許可・周知が必要な事項・・・・・・・・・・・・・9

- (1) 特別な制服・車両等の使用
- (2) スタント、特殊効果等
- (3) 撮影機材等
- (4) 道路標識・道路設備等
- (5) 撮影終了後の清掃
- (6) 著作権及び肖像権
- (7) 保険と責任
- (8) クレジット表示

8 申請や利用予約に関する項目・・・・・・・・・・・・・10

1. 道路使用許可に関する届け出先
2. 環境保護観察地域などの立ち入り申請先
3. ドローン等を使った撮影での申請先
4. 観光施設・宿泊施設・商業施設等の利用許可確認
5. 神社・寺院・お堂などの利用確認
6. その他上記以外での確認や申請

1、コスプレ・撮影される方へ

このガイドラインは嬬恋村でコスプレやコスプレ撮影をおこなう際に地元住民や施設管理者等へ配慮すべき事項を取りまとめたものです。商業コスプレイヤー、商業撮影者だけでなく愛好家やセミプロに至っても地域環境をご利用いただくことは同じであります。許可のない立ち入りでのトラブルや住民や施設への迷惑行為とならないように適切な対応をお願いいたします。

近年、コスプレ文化も一般の方々へ認知されておりますが、アニメやコスプレを詳しく知らない人から見て不快に感じることもあります。行動や撮影に関して第三者へのご理解いただけるように最善の注意を。

2、ロケ地におけるトラブル

ロケ撮影で日常的に発生しやすいトラブルの事例を元にまとめております。山林・河川など特殊な地形であることと、観光地ということもあり確認の必要性があります。特に連絡や報告などのミスが大きな要因となる場合があります。施設側と密接に連携を取り、確認を取り合うことで防げることが多いと考えられます。

- ・ 住居地・観光施設・宿泊施設、その他生活拠点となる地域への許可のない撮影
- ・ 田んぼや畑などの農地への立ち入り。
- ・ 作業の妨げになる行為や、その上空でのドローン飛行など。
- ・ 山林・登山ルートでの遭難や事故(滑落・野生動物等)、怪我など。
- ・ 保護観察地域への無断での立ち入りや保護水域への入水、汚水や油など流すなど生態系を脅かす行為など。
- ・ 無断で第三者を撮影、無許可映り込みなど。

上記の内容により警告だけでなく訴えられる場合もありますので事前の許可取りや撮影の確認が必要です。

3、ロケ撮影の際に配慮すべきこと

(1) 施設側への配慮

観光での記念撮影とは異なり大掛かりな撮影に関しましてはホテル・ペンション・ロジおよびキャンプ場などの宿泊施設や飲食店等の店舗を使った撮影では事前の確認が必要です。施設側が定めている許可条件を遵守し、施設側の都合も配慮してください。制作者側の都合や条件が施設側にそぐわない場合もあり、施設側は困惑する場合があります。施設を利用する場合は、十分な協議をおこない理解を得た状態でおこなってください。

(2) 駐車場の確保

道路を塞ぐことや第三者の通行の妨げ、農地付近での駐車や停車などトラブルが生じることがあります。事前の確認と利用の許可が必要となります。大掛かりな路上での撮影については、所轄の道路管理事務所および交通課（長野原警察）等で指導を受けてください。違法駐車および迷惑駐車は、近隣住民や近隣施設の迷惑となります。

(3) 周辺住民への周知・環境への配慮

観光スポットだけでなく住居地域や自然保護地域があり然るべき利用確認や許可申請が必要となります。路上でのロケ撮影・大きな音を出す撮影・夜間撮影の際の強い照明等により周辺の住民に何らかの影響がある場合には、事前に（撮影の1週間前、少なくとも3日前まで）地域の住民・商店・企業等に周知する必要があります。特に、病院・幼稚園・学校などが近くにある場合は、入院患者や子供達に影響が無いよう配慮してください。

(4) 歩行者等への配慮

公園内や歩道上での撮影の場合は、公園管理事務所や所轄の交通課から指導されますが、特に公園の利用者や歩行者、障害者の通行を妨害しないよう、迂回路の設置・交通整理要員の配置などの配慮が必要なる場合があります。村内住民のほか観光客など歩行者への気配りやご配慮をお願いします。

(5) 文化財への配慮

嬭恋村は歴史的遺産や自然遺産など環境資源が各地域に多く存在しており、観光地ということもご配慮いただき破損や破壊などご注意いただけますようお願いいたします。造作物や

4、それぞれの季節と山林・水辺でのロケ撮影利用の注意する点

(1) 春夏時期

婦恋村は5月上旬より暖かくなってまいります。それと同時に農産物の苗植え込みが始まります。ロケ地の選択においては新緑やパノラマの風景など豊富になり行動範囲も広がります。それによる私有地の立ち入りや農業地域の無断での侵入など起こりやすいです。事故やトラブルが起きないように事前の確認が必要となります。

(2) 秋季紅葉時期

秋季のロケーションでは特に観光客の往来が多く、撮影時でのエチケットやマナーを守っていただく必要性があります。また、観光地だけでなく生態系の保護観察地域ともあり、立ち入りの許可や申請をおこなっていただくことがあります。第三者への映り込みや通行の妨げなど十分にご配慮をお願いします。

(3) 冬季雪撮時期

婦恋村は冬のシーズンが長く降雪も豊富です。冬場の撮影では雪のある場所が特に人気となり撮影スポットを探す方も多いためです。雪撮のスポットには森林や溪流、滝のある場所など危険を伴うところが多いです。こういった場所での撮影には十分な注意が必要です。事前の確認と必要ならばロケハンなどおこなって安全な撮影を目指してください。

(4) 野生動物の注意

撮影スポットの多くは野生動物に遭遇しやすいところもあり山林では遭難の恐れも考えられます。渓谷や山林には地元アテンドとして同行者をつける必要がある場合があります。また、山林や渓谷などの侵入については、事前に地域の情報や注意事項など参照し計画的におこなってください。

(4) その他

婦恋村内は天然水に恵まれ山林や河川をはじめ環境保全にご協力いただきゴミなどの放置はせず持ち帰るようにお願いします。

5、特殊な機材やドローン飛行をおこなう撮影に関して

(1) 像作物やセット設営について

屋外での大掛かりな像作物やセットを組むような撮影では自治体および道路管理事務所、環境省自然保護管事務所への届け出が必要となります。

(2) 他者の映り込みに関して

第三者の映り込みに注意し、歩行者等の迷惑にならない様に十分なご配慮をお願いします。ロケ地を占有するような行為が無いように心がけてください。

(3) 上空の飛行での注意

周辺農家および民家等の上空を飛行する場合は事前の確認をおこなってください。繁忙期では作業などの邪魔となりトラブルが起きることがあります。トラブルを未然に防ぐためにも婦恋村フィルムコミッションへロケーションの確認をおすすめします。

(4) 施設等での撮影について

観光施設や宿泊施設などの敷地を利用する場合は、事前の許可を取り事故やトラブルが無いようにお願いします。周辺施設についても婦恋村フィルムコミッションへ事前の確認をおすすめします。

(5) その他

機器の破損などでパーツ等の放置はせず、環境に配慮いただきお持ち帰りください。

6、渓流や滝など水辺での撮影の注意点

(1) 足場の悪い場所での注意

苔や凍結など滑りやすくなっている場所での撮影では事故が起こらないように、足元の安全の確保など事前の確認や準備をお願いします。

(2) 野生動物などの遭遇の注意

渓谷や渓流、滝のある場所においても熊や猪など野生動物が出る恐れがあります。特に春から秋にかけては活発に行動する時期となります。ロケーションへ入山した際に人身被害が発生するおそれがあり、未然防止の為に専門家の同行をおすすめします。

(3) 事故を未然に防ぐための配慮

自然の中でのロケーションでは転倒や滑落、崩落などの危険性があります。事故を防ぐため、地域環境を熟知した地域コンシェルジュに同行いただくなどご検討いただくとよいかと思えます。婦恋村フィルムコミッションへご確認ください。

(4) その他

嬭恋村内は百名山に囲まれ、四季折々のロケーションが豊富です。その反面では山林や溪谷など危険が伴う場所も多いです。十分に準備と確認をいただき事故のない撮影を目指してください。

7、事前の許可・周知が必要な事項

(1) 特別な制服・車両等の使用

出演者が、特別な制服（警察、救急隊、消防士等）を着用する場合、混乱を防止するため、事前に施設管理者等に通知してください。また、撮影で緊急業務に使われる制服や車両を使用する場合は、仮ナンバー登録や搬送方法について所轄の警察署の許可を受けてください。撮影の時以外の保管や公道で運転する場合は、車体を覆ったりマークをテープ等で隠すなどの対応が必要になります。サイレンは撮影時のいかなる場合も音を出すことはできません。撮影時以外は点滅灯の電源を切り覆いをしてください。

(2) スタント、特殊効果等

スタントや特殊効果（雨・雪効果など）、火薬の使用については、すべて関係法令や周辺住民の健康と安全に配慮した上で、監督者・管理者の指導のもとで行わなければなりません。特に、騒音・ほこり・煙にさらされる全ての人に事前に警告を与え、安全対策を実施しなければなりません。防護装置・防護服が必要な場合もあります。爆破、炎上などの特殊効果の撮影許可は、所轄の消防署からの許可が必要となります。銃器や長物の使用をする場合、銃は模造品でなければならずさらに公安委員会の許可が必要です。また、周辺の住民にも周知をお願いします。

(3) 撮影機材等

ケーブルを敷設する場合にはテープで固定するなど安全に配置しなければなりません。歩道を横断してケーブルを配置しなければならない場合、ゴムマットで覆い、電光掲示、カラーコーン、蛍光テープなどで一見してすぐわかるようにしてください。また、一般道路でクレーンや空中作業台を使用する場合には、正確な位置決めや重量制限等について所轄の警察署と協議するとともに、周辺を安全柵で覆い、表示をしなければなりません。夜間や視界が悪い場合には、回りに点滅灯を設置してください。その他、照明・点滅灯・足場、組立構造物を一般道路または歩道に設置する場合には許可が必要です。

(4) 道路標識・道路設備等

道路標識・道路照明などの取り外しや、ガードレール等の構造物を加工する場合などは、道路使用許可とは別に国・都道府県など各道路管理者の許可が必要です。

(5) 撮影終了後の清掃

ロケ撮影は、施設管理者や地域住民の理解と協力があってこそ出来るということを制作者は認識しなければなりません。従って、撮影終了後には、施設をきれいに清掃し備品等を現状復帰したあと、立会者の確認を取ってください。これらを守らない場合、清掃

に係わる費用を請求されるだけでなく、今後その施設からは一切の撮影協力をいただけなくなる可能性があります。

(6) 著作権及び肖像権

各自治体が所有する公共物（広場、橋、モニュメントなど）には、意匠権、肖像権は発生しません。ただし、建造物・建築物のデザイン、公共の場に展示されている美術作品などには著作権等が発生する場合がありますので事前に各自治体に問合せください。また、商店街や街並みを撮影する場合は、民間の施設やテナントの看板などが映像に写り込む場合がありますが、キャラクターやロゴマークは著作権や意匠権の保護対象になるケースがあります。その場合、著作権処理をしないで放映すると訴訟になることがありますので、事前にマスキングするか、相手先から許諾を取ることが必要です。

(7) 保険と責任

制作者は、ロケ撮影中の事故防止及び公共物や第三者の所有物・機器等に損害を与えないための予防措置を講じなければなりません。万一、建物・器物などを損壊した場合は、制作者に損賠賠償の責任がありますので、誠意を持って対応してください。また、このような場合に備え、損害賠償責任保険に加入することをお勧めします。施設管理者によっては、保険に加入していることを使用許可条件にしている場合もあります。

(8) クレジット表示

ロケ撮影に協力した施設やフィルムコミッションなどからクレジット掲出の依頼があった場合は、映画・テレビドラマのエンドロール等に、施設名・企業名・フィルムコミッションの名称を掲出するようご配慮ください。

8、申請や利用予約に関する項目

(1) 道路使用許可に関する届け出先

嬭恋村内道路使用の確認と申請は群馬県中之条土木事務所になります。県境をまたぐ道路使用に関しては群馬県管轄と須坂建設事務所維持管理課への申請が必要です。嬭恋村フィルムコミッションでは申請のご案内をしています。

道路使用等所管問合せ先	TEL	FAX
群馬県中之条土木事務所施設管理係三原支所	0279-97-3022	
須坂建設事務所 維持管理課(県境をまたぐ特定地域)	0262-45-1670	0262-45-8620
群馬県警察長野原警察署	0279-82-0110	

(2) 環境保護観察地域などの立ち入り申請先

保護観察地域への立ち入りについては環境省 信越自然環境事務所(万座自然保護官事務所)へ報告及び申請をおこなっていただきます。孺恋村フィルムコミッションでは申請のご案内をしています。

申請届先	TEL	FAX
環境省 信越自然環境事務所(万座自然保護官事務所)	0279-97-2083	0279-97-4302
吾妻森林管理署 三原森林事務所	0279-97-3024	0279-97-3024

(3) ドローン等を使った撮影での申請先

村内私有地および居住地、観光施設や宿泊施設は孺恋村フィルムコミッションにご確認ください。孺恋村管理地域は孺恋村役場および吾妻森林管理署へご確認ください。保護観察地域へは環境省 信越自然環境事務所(万座自然保護官事務所)へ申請をおこなっていただきます。孺恋村フィルムコミッションでは各所申請のご案内をしています。

申請届先	TEL	FAX
環境省 信越自然環境事務所(万座自然保護官事務所)	0279-97-2083	0279-97-4302
吾妻森林管理署 三原森林事務所	0279-97-3024	0279-97-3024
孺恋村FCへもご報告をお願いします	0279-97-3721	0279-97-3720

- (4) 観光施設・宿泊施設・商業施設等の利用許可確認
- (5) 神社・寺院・お堂などの利用確認
- (6) その他上記以外での確認や申請

孺恋村フィルムコミッションへお問合せ下さい。

孺恋村フィルムコミッション TEL:0279-97-3721 FAX:0279-97-3720 〒377-1524 群馬県吾妻郡孺恋村鎌原710-136 HP: https://www.tsumagoi-fc.com/ E-Mail: contact@tsumagoi-fc.com
